

二松学舎大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

2022年2月16日

学長裁定

二松学舎大学（以下「本学」とする。）は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日制定、2021年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

- 1 機関内の責任体系の明確化
公的研究費の管理・運営を適切に行うための責任体系と責任者の役割を明確化し、これを公表する。
- 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施
公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正防止対策の理解や意識を高める内容等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて不正防止に対する意識の向上と浸透を図る。
 - (2) ルールの明確化・統一化
公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールをわかりやすい形で周知する。
 - (3) 職務権限の明確化
競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、その周知を図る。
 - (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の制定
公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置する。また、不正に係る調査の体制・手続きを明確にした規程を定め、これを公表する。
- 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
不正使用を発生させる要因を把握し、不正防止計画を年度ごとに策定・実施する。
- 4 研究費の適正な運営・管理活動
不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。研究費の執行は本学の発行する「科学研究費の使用に関するガイドブック」に則り行う。
- 5 情報発信・共有化の推進
公的研究費にかかる本学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。公的研究費の不正使用への本学の取組を公表する。
- 6 モニタリングの在り方
内部監査部門と連携を強化し、本学全体のモニタリングを実施する。不正が発生するリスクに対応して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能を確保する。